

蓮田市入札契約業務適正化審議会設置条例

平成 19 年 3 月 27 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市が発注する建設工事の請負等の入札及び契約業務を適正に執行するため、蓮田市入札契約業務適正化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入札及び契約業務の執行に関すること。
- (2) 市長が定める建設工事請負等の指名業者の選定に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 副市長
- (3) 市の職員のうち市長の指定する職にある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項第 1 号及び第 4 号に掲げる者につき委嘱された委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができない。

4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者につき任命された委員は、当該任命に係る職を退いたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、第2条第1項第2号に掲げる事項を審議するとき、又は出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(秘密保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合政策室において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。